

会 員 規 約

本規約は株式会社浜銀総合研究所（以下「当社」という）が提供する会員サービスの利用いっさいに関し適用するものとする。

第1条（会員）

当社会員（以下「会員」という）とは本規約を承認のうえ、所定の形式により入会の手続きをした法人または個人をいう。

第2条（会員期間）

会員期間は入会手続き完了日から1年間とする。会員期間満了日までに、会員より当社あてに退会の意思表示がおこなわれない場合は、さらに1年間自動更新されるものとし、以降も同様とする。

第3条（会費）

1. 会費は1口につき年間66,000円（税込み）とする。会費は年払いとし、原則、銀行預金口座振替とする。
2. 口座振替日は入会申込書受領日の翌月27日（銀行休業日は翌営業日）とし、以降は毎年同じ月の27日（銀行休業日は翌営業日）に自動引き落としとする。

第4条（退会）

1. 会員期間中に会員より当社あてに退会の意思表示がおこなわれた場合でも、会員期間は直ちに終了することなく当初の満了日まで存続するものとし、会費についても当該期間1年分の金額を変更しないものとする。
2. また当社は会員が会費を6か月以上未納とした場合は、退会したものとみなすことができるものとする。

第5条（諸届け）

会員は代表者、所在地等に変更があった場合、当社あて変更を届け出るものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自ら（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）および従業員その他自己の業務に従事している者（パート社員、派遣社員を含むがこれに限らない）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 会員が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれか一つに該当し、もしくは前項各号のいずれか一つにでも該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告もなく会員資格が停止されても異議を申し立てない。なお、当社は、この会員資格停止によって生じた損害について、責任を負わないものとし、当社に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

第7条（規約の変更）

1. 当社は、法令の定めにしたがい、会員の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、会員の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的な内容であるときに、本規約を変更することができる。
2. 前項による本規約の変更は、変更後の内容を当社Webサイトへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとする。

以上